（平成23年5月11日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　　１件

厚生年金関係　　　１件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　　２件

厚生年金関係　　　２件

和歌山厚生年金　事案680

第１　委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年２月17日に労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年７月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和３年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和19年２月17日から20年７月頃まで
　　　　　　　　　　②　昭和21年７月頃から22年７月頃まで

申立期間①については、私は、昭和19年２月頃から大空襲の日まで、Ｂ関連事業であったＡ社で勤務したが、年金事務所からは、同社における私の厚生年金保険被保険者記録において、資格喪失日の表示が無く認定することができない旨の回答があった。私は、大空襲で会社も自宅も焼失し避難したので、退職の手続もせず、その日が最後の出勤となったが、空襲の日まで同社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、私は、大空襲の日から約半年後にＣ市町村に転居し、転居後、半年ほど経過した頃から同市Ｄ地区にあったＥというＦ関連の事業所で勤務した。１年ほど勤務したはずであるので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、Ａ社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が２日違い（昭和３年＊月＊日）の被保険者が、昭和19年２月17日に被保険者資格を取得し、資格喪失日が空欄となっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、前述の被保険者名簿において当該記録と同じ頁の被保険者13人の厚

生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を見たところ、資格喪失日が空欄となっている被保険者は申立人を含め４人確認できる上、資格喪失日が昭和20年７月９日と記載されている被保険者２人のうち１人の旧台帳には、「20．７．９（焼失）31．９．11認定」との記載があるほか、資格喪失日が20年７月９日より前の日付となっている被保険者３人については、資格喪失日の記載とともに喪失原因欄に「解雇」の記載がある。

さらに、申立人は、A社の退職日について、「昭和20年７月に大空襲があり、その日は空襲まで働いていたが、空襲で会社も自宅も焼失し、母親の田舎に避難したので、大空襲の日以降、会社に復帰することもなく、退職の連絡もしなかった。」と供述しているところ、G市町村において昭和20年７月９日の夕刻から翌朝にかけて大空襲があったことが確認できることから、同日が申立人の最後の出勤日であり、翌日以降、同社に勤務していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和19年２月17日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、資格喪失日については、20年７月10日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、前述の未統合の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、大空襲から１年ほど経過した頃、C市町村D地区にあった「E」というF関連の事業所で兄と共に１年ほど勤務したと主張しているところ、申立人及び同僚の供述等から当該事業所は、「E事業所」であったものと推認される。

また、E事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の加入記録が確認でき、連絡が取れた同僚は、「自分は昭和21年頃から23年９月までEで勤務した。申立人が兄と一緒に働いていたことを記憶しているが、その時期については明確には覚えていない。」と供述していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、E事業所は、申立人が当該事業所を退職した後の昭和23年１月１日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、適用事業所ではないことが確認できるとともに、当該事業所は24年６月１日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同僚が当時の事業主であったと供述している者も所在不明のため、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について供述が得られない。

また、複数の同僚にE事業所が適用事業所となる前の厚生年金保険料控除について照会したところ、覚えていないとしており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、昭和23年１月１日以前からE事業所で勤務していたと供述する複数の同僚について、当該事業所が厚生年金保険の適

用事業所となる前の申立期間②に、別の事業所名での厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人が一緒に働いていたと主張する申立人の兄についても、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録は確認できず、申立期間当時、当該事業所が「E事業所」以外の別の事業所名で厚生年金保険に加入している状況もうかがえない。

なお、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認でき、連絡が取れた当時の事務員は、「私は昭和21年の春からEのH業務担当として働き始めた。就職当初は、会社は厚生年金保険に加入していなかった。戦後しばらく経って落ち着いてきた頃に、加入することとなり、社長はその事務手続を担当する男性社員を採用した。社長もその事務担当の男性社員もきちんとした方であったので、会社が厚生年金保険の適用事業所となったときに在職していた従業員は、厚生年金保険に加入してくれているはずである。」と供述しており、同被保険者名簿において、厚生年金保険の新規適用日である昭和23年1月1日付けで一斉に76人の加入が確認できるところ、76人の被保険者の記録の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金　事案678（事案364の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和22年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成13年２月１日から同年９月26日まで

私のＡ社における申立期間に係る給与月額は約38万円であったが、同社が倒産した際、社会保険関係の事務手続を委託していた社会保険労務士から、「健康保険の任意継続保険料が安くなる。」との説明を受け、標準報酬月額に係る記録の遡及減額訂正に同意した。

このため標準報酬月額38万円が、平成13年２月から19万円に、同年５月から15万円にそれぞれ訂正されている。しかし、実際の標準報酬月額と相違しているので、当該標準報酬月額に係る記録の訂正を希望するとして、第三者委員会に申し立てたところ、認められない旨の通知を受けたが、この件について事業主は関知していないので再度委員会で審議してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の供述によれば、ｉ）申立期間当時、Ａ社において申立人が一人で社会保険及び経理事務を担当していた、ⅱ）同社が倒産して代表取締役が身を隠す際、申立人が代表取締役から代表者印を預かった、ⅲ）標準報酬月額の遡及減額訂正について、同社の代表取締役から具体的な指示は無く、同社が社会保険関係の事務手続を委託していた社会保険労務士と申立人とが相談して遡及減額訂正手続をしたとしており、このことから判断して、社会保険事務所（当時）が事業主の同意を得ず、勝手に標準報酬月額に係る記録訂正を行ったとは考え難いことに加え、申立人は、「社会保険関係の事務手続を委託していた社会保険労務士から、標準報酬月額の遡及減額訂正の手続をした場合、退職後の健康保険の任意継続保険料が安くなるとの説明を受け、当該標準報酬月額の遡及減額訂正に同意した。」と供述していることから、同社の社会保険事務担当者として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、この減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないとして、既に、当委員会の決定に基づき、平成21年10月７日

付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。
　今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人は、標準報酬月額の遡及減額訂正について事業主は関知していないので、再度審議を行うよう主張している。
　しかしながら、平成21年10月7日付け通知における「社会保険事務所が事業主の同意を得ず、勝手に標準報酬月額に係る記録訂正を行ったとは考え難い。」とは、社会保険事務所が、事業所からの届書の提出無しに勝手に標準報酬月額に係る記録訂正を行ったとは考え難いとの主旨であり、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。
　このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

和歌山厚生年金　事案679（事案422の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和６年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和25年７月26日から29年３月31日まで

私は、Ａ社を退職後、Ｂ社に勤務した。同社での勤務期間中に健康保険被保険者証を使用し、病院で治療を受けたことを記憶している。しかしながら、同社での厚生年金保険の記録が無いことから、以前、第三者委員会に申し立てたが、記録が訂正されなかった。

今回の申立てに当たり、新たな資料や証言者が増えたわけではないが、どうしても納得できず、再度、記録の訂正を申し立てる。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、Ｂ社に勤務し連絡が取れた同僚の証言から、申立人は同社に勤務していたことは推認できるものの、ⅰ）同社の同僚から申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができないこと、ⅱ）同社の当時の事業主及び社会保険関係の事務担当者は既に死亡し、現在の事業主は、「申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。」と回答していること、ⅲ）同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は見られないこと等の理由により、既に、当委員会の決定に基づき平成22年１月14日付けで、年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料等の提出は無く、申立人は、「Ａ社が倒産し、同社を退職してから１年ほどした頃に、病院で治療を受けたことがある。その際に使用した健康保険被保険者証について、Ｂ社に就職した後、いつ頃もらったのか、在職中に更新があったのか否かについては、はっきりとした記憶は無いが、当時、Ｂ社で勤務していたことは事実であり、第三者委員会の決定には納得できない。」と重ねて主張するのみであり、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す新たな事情も確認できない。

　このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。